

リフォームプラン（熊本市水洗便所改造資金）

平成25年3月1日現在

商 品 名	リフォームプラン（熊本市水洗便所改造資金）
ご利用いただける方	安定継続した収入がある20歳以上の方で、一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方 熊本市上下水道事業管理者の水洗便所改造資金融資斡旋の決定を受けた方
資金使途	熊本市制度融資（熊本市水洗便所改造資金）
ご融資限度額	70万円以内（1万円単位） ※但し、斡旋決定額を限度とします
ご利用期間	3ヶ月以上 3年以内
ご融資利率	年6.15%（保証料込）
ご返済方法	毎月元金均等または元利均等割賦返済とし、ボーナス併用による返済も可能です 但し、ボーナス返済分は、ご融資金額の50%以内とし、6ヶ月毎の間隔とします
保証人・担保	原則として不要です
その他	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金は工事契約先等への振込を必須とします 熊本市からの利子補給制度があります
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。 紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。